

## 規約改正に至るまでの背景とその必要性について

### ○規約改正の背景と効果

大阪府立大学（以下府大）は大阪市立大学（以下市大）と統合して大阪公立大学（以下公立大）になりました。2021年度時点では、府大には自治会が存在しており（中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会と羽曳野キャンパス学生自治会）、市大には府大自治会と同じような四者連絡協議会執行部（以下四者協）と呼ばれる組織がありました。大学統合後は四者協の協力の下、市大の杉本・阿倍野キャンパスにも自治会を立ち上げ、これによって、公立大では各キャンパスに自治会が存在するような計画がありました。

総会開催前では自治会費は、学生が所属するキャンパスの自治会が、入学時に4年分（編入生は2年分、獣医学類は6年分）を一括して徴収していました。しかし大学統合以降は、入学年度や学年により、学生の所属するキャンパスが頻繁に移り変わります。そのため、かつての制度では会費を徴収する自治会と予算を提供する自治会が異なることとなり、各自治会に適切に資金を分配できませんでした。

これを解消するために、一度3自治会（中百舌鳥りんくう、羽曳野、杉本阿倍野）をまとめる学生自治会連合を立ち上げて、自治会連合が一括して会費を徴収するシステムへ移行する計画を立てました。徴収された会費は各キャンパスに公平に分配されます。2022年度新入生の会費徴収時にこのシステムを適用させるために、まず会費徴収に関する規約改正のみを行い、その後自治会連合にて会費の分配機能を整備することにしました。

なお、キャンパスごとに自治会費の金額が異なっていたため、規約改正とは別に自治会費の改定を行いました。

まとめると、今回の規約改正については以下の2点を主な改正点としています。

- ・大学統合に関する諸記述の変更
- ・自治会費の一括徴収に必要な規約の改正（分配機能については今回は取り扱わない）

### ○規約改正の必要性

今回の規約改正案は、大学統合後にキャンパスに所属する学生数の急激な変化によって徴収・分配される自治会費が大きく増減してしまうことを防ぐ目的があります。規約改正を行うことで、今まで通り大学祭や施設維持への援助を問題なく続けることが可能となりました。